## 宿泊療養・自宅療養中の医療費等の取扱いについて

- 4月2日付け事務連絡等において、都道府県等に対して、軽症者等の宿泊療養・自宅療養(以下「宿泊療養等」) 中の取扱いとして、患者のフォローアップや必要な医療提供体制の確保について、お示ししたところ。
- 宿泊療養等の期間中は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健所(又は委託を受けた者)が健康観察を 行うが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる場合がある。この際、<u>往診等によって、宿泊施設や自宅で</u> 診療を受けることも想定されるため、当該診療に要する費用の自己負担分について、公費で補助することとする。
- また、<u>宿泊療養等の終了時に行うPCR検査費用(感染症法第15条に基づく行政検査)についても</u>、入院患者が退院時に行う検査と同様に、<u>自己負担分を公費で手当てする</u>こととする(※)。
- ※確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分(初再診料など)を交付金で手当て。

## 医療等の範囲 ・宿泊療養・自宅療養中に要した新型コロナウイルス感染症に係る医療等※新型コロナウイルスに関連のない医療は対象外※往診・訪問診療、外来診療(電話等情報通信機器による診療を含む。)、訪問看護、調剤が対象。 ②宿泊療養等の終了時のPCR検査 予算 ①緊急包括支援交付金(令和2年度補正予算) ②感染症予防事業費等負担金+緊急包括支援交付金 補助率 国1/2、都道府県(※)1/2 ※上記負担金は保健所設置市・特別区を含む。

(※1)宿泊療養等では、事前に症状変化時の連絡体制・医療体制等を整備することとしており、原則として、軽症者等から連絡を受けた宿泊施設や保健所等の窓口が、往診等を調整(図②)。

なお、自宅療養者について、地域の実情に応じて、軽症者等自らが医療機関等に依頼可とする場合も、保健所等に事前相談。

- (※2)往診等は、宿泊施設に配置される医師やあらかじめ定める受入可能な 医療機関等による対応を想定。
- (※3)入院を要する場合は、救急搬送・入院勧告で対応。

